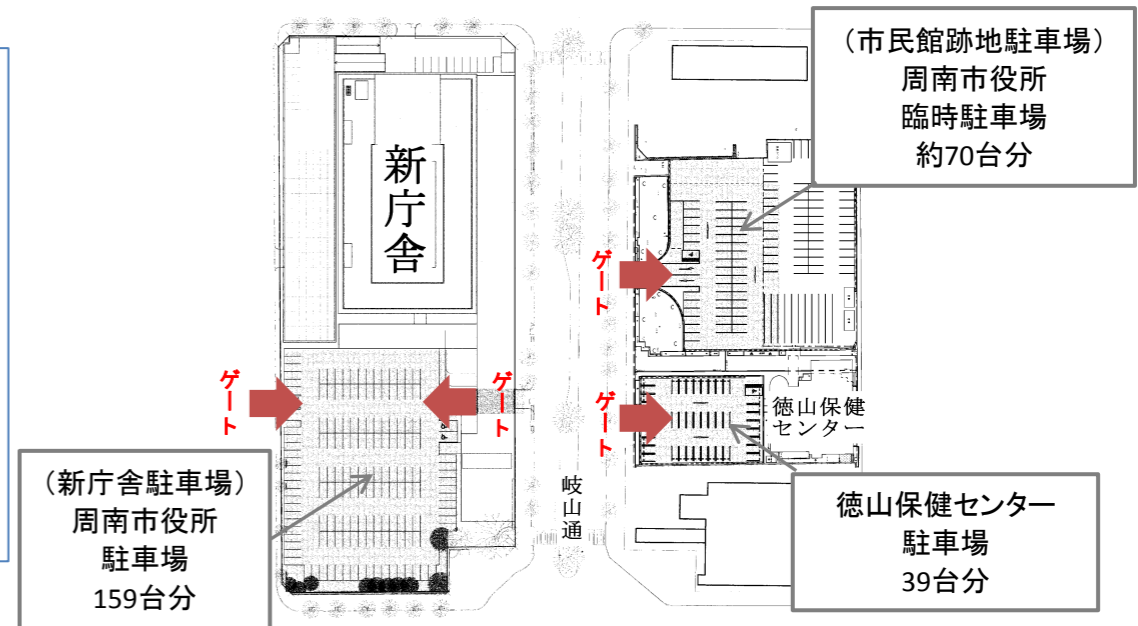
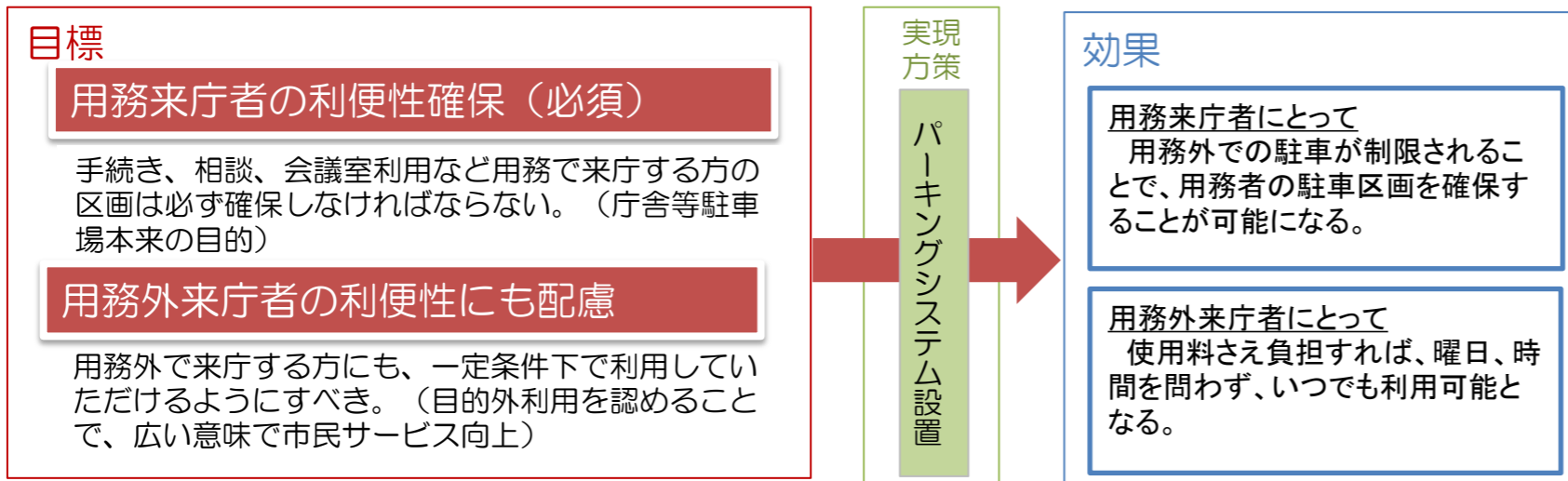


新庁舎等駐車場の料金体系について

平成29年12月4日
公共施設再配置及び新庁舎建設に関する特別委員会資料

1 管理方法



2 料金体系

入場時間	時間区分	駐車料金	
		本来目的利用 (用務のための駐車)	目的外利用 (用務外での駐車)
平日 8時～18時	一律無料時間 (入場後最初の2時間までの時間。ただし、18時で打ち切り)	一律無料	一律無料
	一律無料時間経過時から退場までの時間	無料化处理	100円/時間 ※上限あり
平日 0時～8時 平日 18時～24時 土日祝	入場から退場までの時間	無料化处理	100円/時間 ※上限あり

一律無料時間（平日昼間のみ2時間）の考え方

庁舎等駐車場は、庁舎等に用務のため来庁する方に利用していただく駐車場である。したがって、用務利用者には無料化处理を行うことで、駐車料金を支払わずにゲートを通り抜けるように対応する必要がある。しかしながら、無料化处理を行うためには来庁者にその手続きのためにお手数をかけることになる上、対応する職員側の事務も煩雑になる。

こうした来庁者の手間及び職員の事務量を軽減する方策として、用務来庁者の多い平日昼間について一律無料時間2時間を設け、入場後2時間経過時からゲート課金をスタートすることにする。こうすることで、平日昼間については、無料化处理をしていただくのは、用務時間が2時間を超える来庁者のみとなる。（「2時間」は、出生・死亡・転入・転出に伴う諸手続等に相当の時間を要することや、庁舎が憩い・にぎわいの場所であることも考慮し、設定した。）

なお、一律無料時間を設けたことによる反射的效果として、平日昼間の目的外利用については、入場後最初の2時間は無料で利用できることになる。

主な用務及び無料化处理方法（予定）

用務	無料化处理方法 (平日昼間の一律無料時間は処理不要)
各課窓口（手続、相談）	担当課で確認、総合案内で無料化处理
市主催の会議等に出席	担当課で確認、総合案内で無料化处理
市民利用会議室利用（営利目的除く）	会議室受付で無料化处理（大会議室については、室内に無料化機を設置）
健康増進室、健診ホール利用（営利目的除く）	徳山保健センター1階窓口で無料化处理
徳山保健センター健診	健康づくり推進課で無料化处理
飲食施設利用（営業時間 未定）	レジで無料化处理（2時間分）
売店利用（営業時間 平日7:30～19:00）	レジで無料化处理（1時間分）
議員活動	パスカード
議会傍聴	傍聴席入口に無料化機設置
委員会傍聴	議会事務局に無料化機設置
附属機関等の会議の傍聴	担当課で確認、総合案内で無料化处理
報道	総合案内で無料化处理
中央図書館利用	中央図書館窓口で無料化機を設置

※中央図書館の現駐車場（32区画）では区画数が不足しており、市役所解体前は北側駐車場を、現在でも市民館跡地の駐車場を利用している状況である。この状況を考慮し、新庁舎等駐車場においても無料で利用していただけるように、中央図書館利用は用務とする。

※上限額

- ◇新庁舎駐車場及び徳山保健センター駐車場
→ 入場から12時間ごとに1,000円
- ◇市民館跡地駐車場
→ 入場から24時間ごとに600円

上限額に差を設けている理由

- ・長時間駐車をされる方は、できるだけ臨時駐車場をご利用いただき、本庁舎及び徳山保健センターの駐車スペースを確保する。
- ・市民館跡地活用が図られるまでの間は、市民の皆さまに有効活用していただく。

無料時間の設定理由が異なる。

徳山駅西駐車場の無料時間（1時間）の考え方

徳山駅西駐車場は、徳山駅前賑わい交流施設及びその周辺の駐車場需要に応じ、中心市街地の賑わいと交流の場を創出するとともに活性化に寄与することを目的としている。その目的の実現のため、また、駅への送迎の方の利用も考慮し、無料時間を設けたものである。周辺の民間駐車場に配慮するとともに、多くの方が利用できるような回転率で運営していくことが重要であることから、無料の時間を1時間にとどめている。